

2022年度NITE講座

特許微生物寄託制度について

2022年11月15日

独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）

バイオテクノロジーセンター（NBRC）

特許微生物寄託センター 崎山弥生

目次

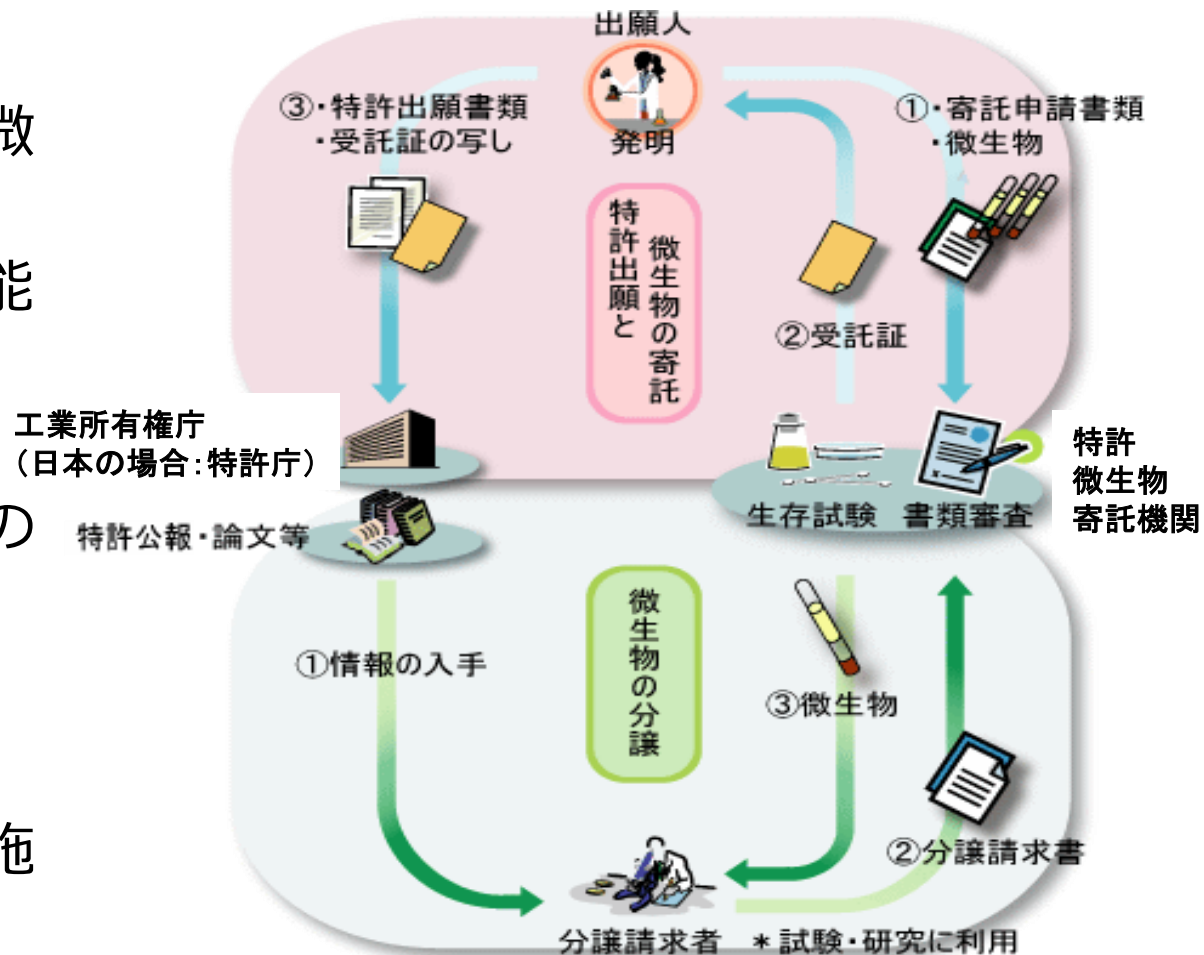
1. 微生物の特許寄託制度とは
2. 微生物の特許寄託制度の必要性
3. 寄託手続の概要
4. 分譲手続の概要
5. 特許寄託に関する注意点
6. NPMDとIPODの紹介

1. 微生物の特許寄託制度とは

・ 微生物関連発明に係る微生物を寄託機関に**寄託**し、一定の条件下で**分譲**を可能とする

・ 当該発明に係る微生物の存在を担保する
(発明の完成)

・ 第三者がその発明を実施することを可能とする
(技術の公開)



2. 微生物の特許寄託制度の必要性

☆微生物を使用した発明

- 微生物に係る発明においては、出願書類(明細書)の記載のみでは発明を再現できない場合がある
- なぜなら...
 - 同じ特殊な微生物を、同じ場所から再発見することは困難 (容易に入手出来るものを除く)
 - 微生物を、化合物から化学的に合成していくことは極めて困難

2. 微生物の特許寄託制度の必要性

☆ 関係法令等

- 特許法施行規則（国内寄託）

（昭和三十五年三月八日通商産業省令第十号）

第27条の2（微生物の寄託）

微生物に係る発明について特許出願をしようとする者は、…その微生物を寄託したことを証明する書面を願書に添付しなければならない。…

第27条の3（微生物の試料の分譲）

前条の規定により寄託された微生物に係る発明を試験又は研究のために実施しようとする者は、次に掲げる場合は、その微生物の試料の分譲を受けることができる。…

- ブタペスト条約に基づく規則（国際寄託）

第7規則 受託証

7.1 受託証の交付

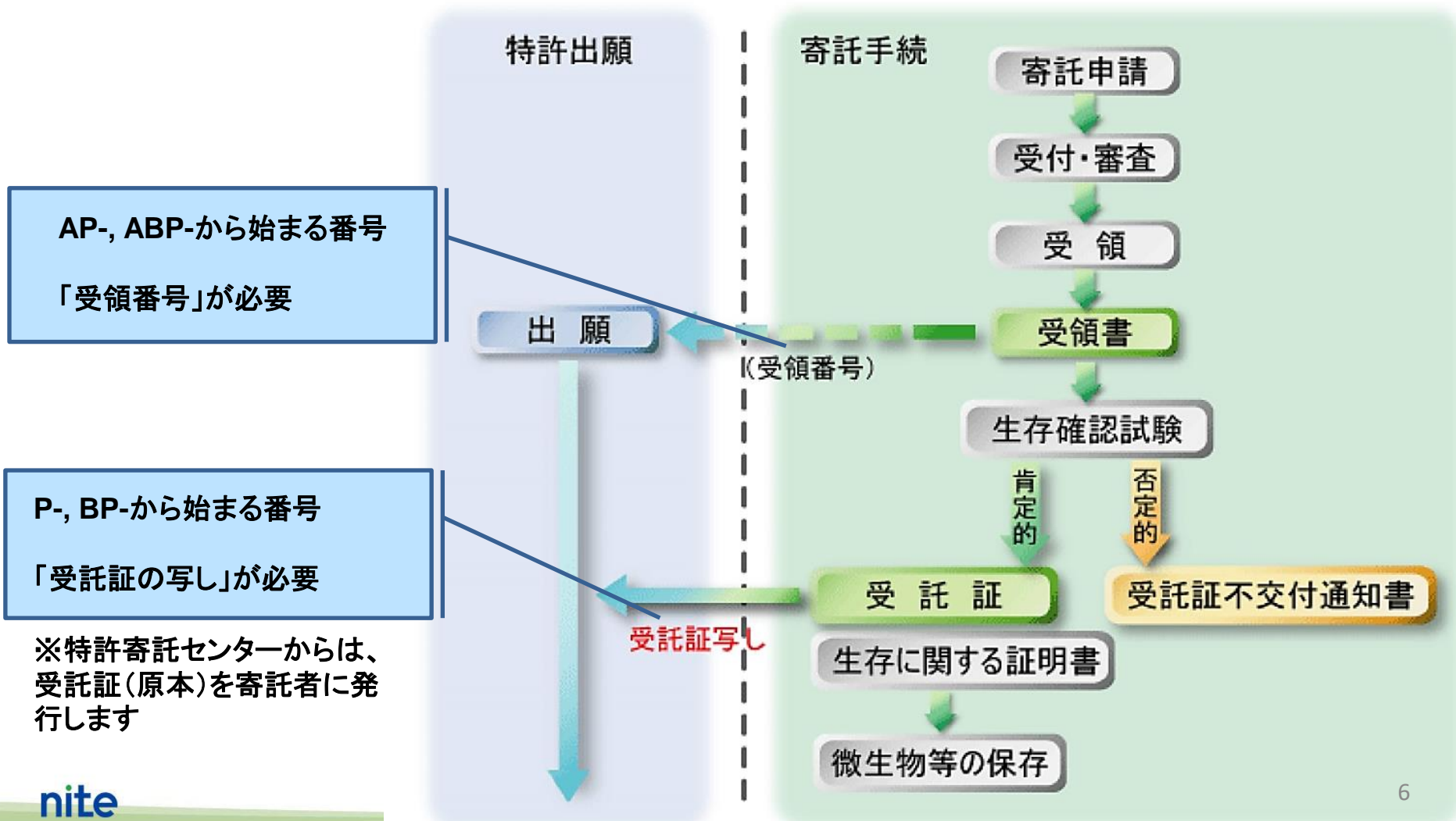
国際寄託当局は、寄託者に対し、…当該微生物を受領し及び当該微生物について受託したことを証する受託証を交付する

第11規則 試料の分譲

…

3. 寄託手続の概要

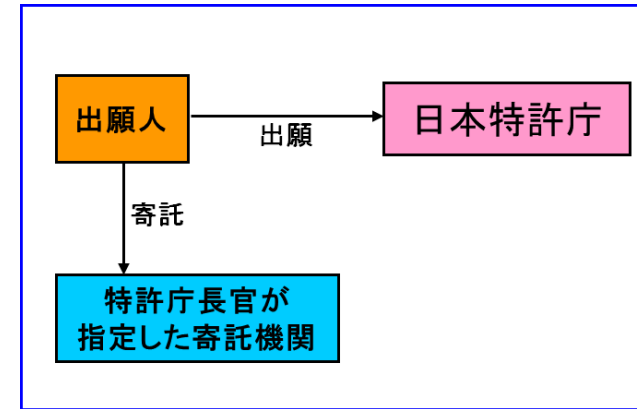
• 寄託の流れ



3. 寄託手続の概要

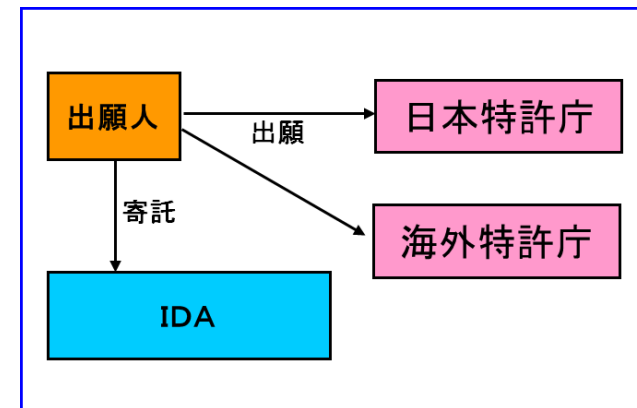
– 国内寄託

- 日本国内に特許出願をする場合に利用する制度
- 保管期間：1年
(2年目以降、複数年での継続可能)
- 保管中の寄託取下可能
- 国際寄託へ移管可能



– 国際寄託

- ブダペスト条約に基づく寄託制度
- 外国（ブダペスト条約加盟国）へ特許出願する際に、国内の国際寄託当局（IDA）を利用できる制度
- 保管期間：少なくとも30年間



3. 寄託手続の概要（国際寄託）

• ブダペスト条約

特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約

- 1977年 ハンガリーのブダペストで作成
- 1980年 発効
- 世界知的所有権機関（WIPO）※1が管理
- 特許手続上、各国で必要とされる微生物の寄託に関し、各締結国がいずれかの国際寄託当局(IDA) ※2 に対する微生物の寄託の効果を自国の特許手続上認め合うこととして締結された。

※1 世界知的所有権機関（WIPO）

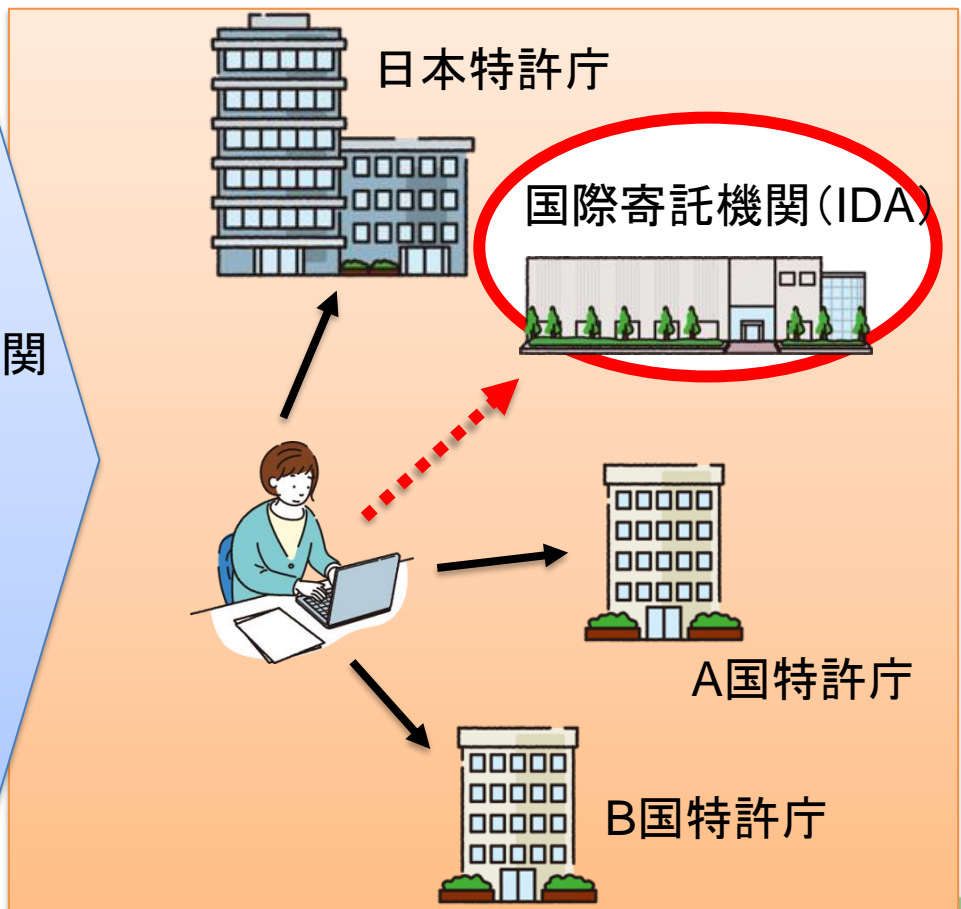
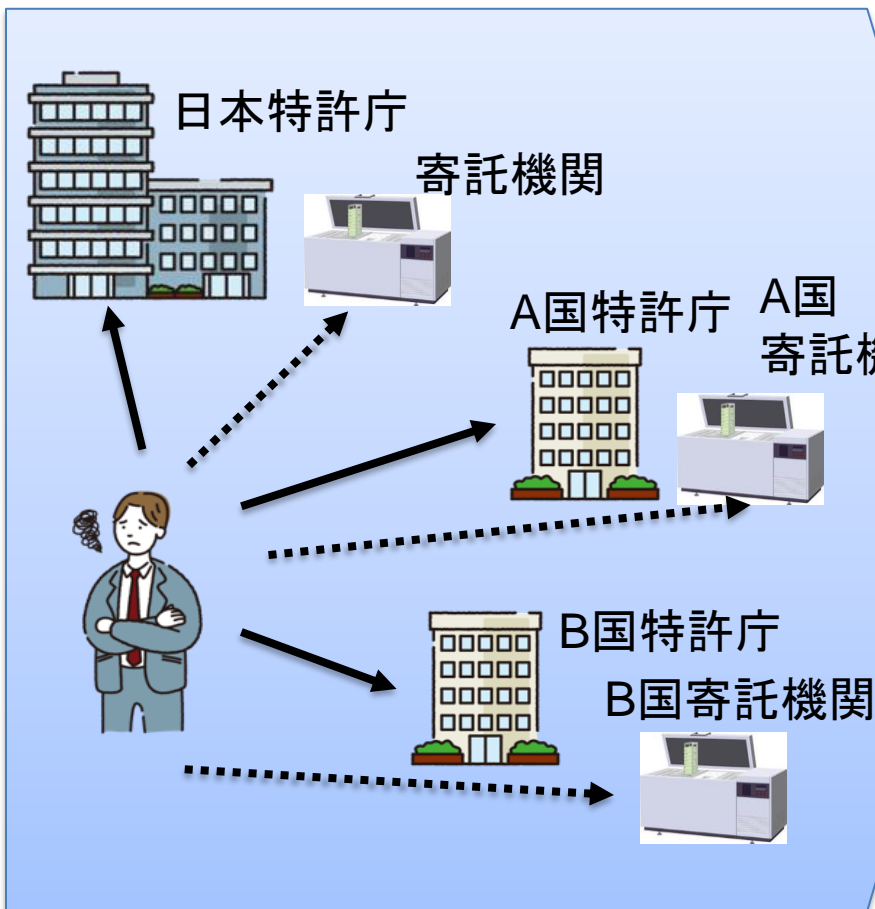
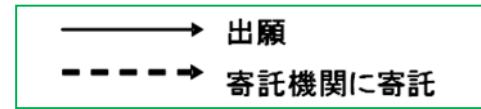
全世界的な知的財産権の保護を促進することを目的とする国際連合の専門機関
1970年設立、本部：ジュネーブ、加盟国：150カ国以上

※2 国際寄託当局（IDA）

ブダペスト条約上の地位を獲得した機関 48機関（令和4年10月17日時点）
日本国内のIDA：NPMD, IPOD の2機関

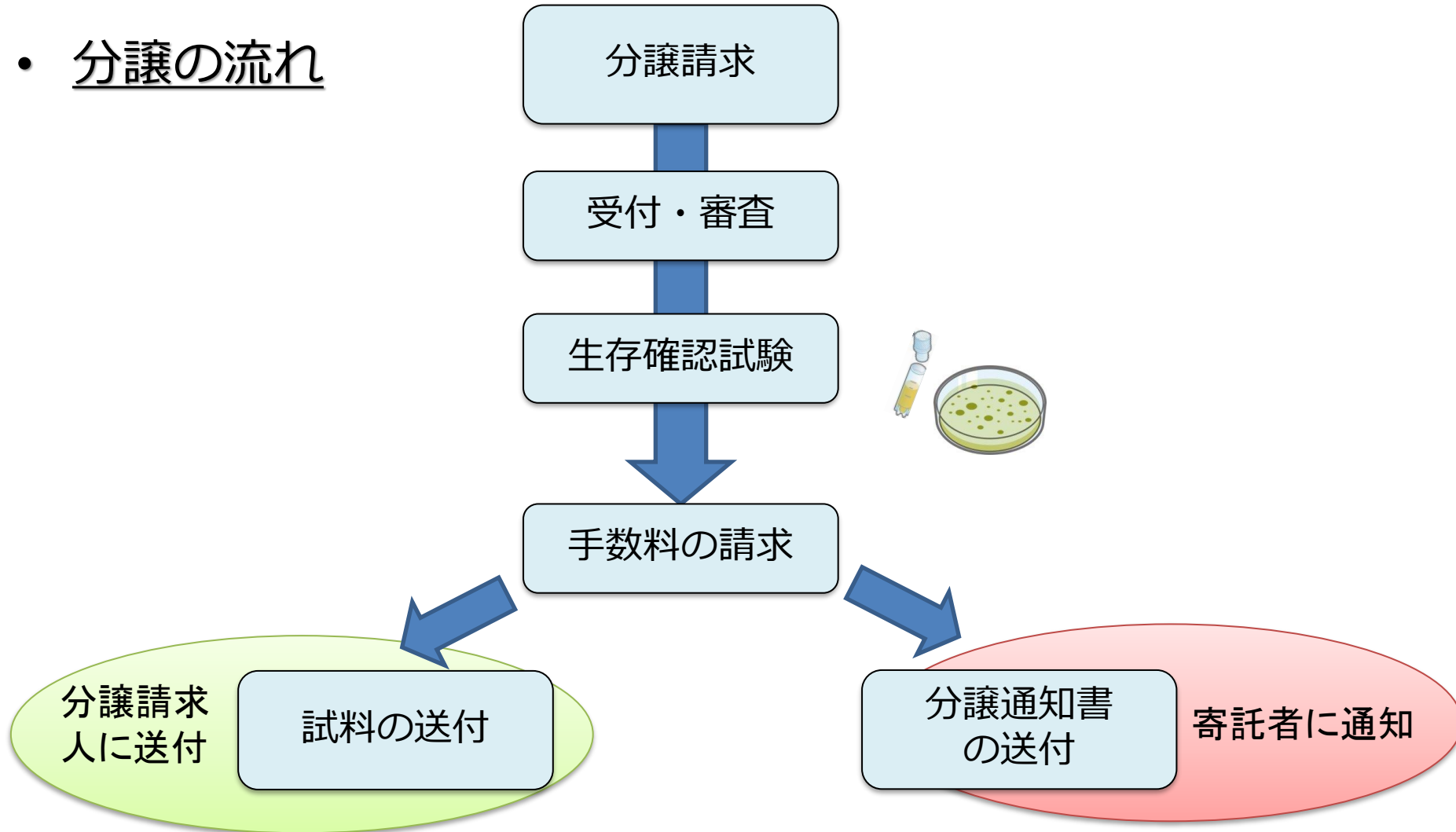
3. 寄託手続の概要 (国際寄託)

• ブダペスト条約



4. 分譲手続の概要

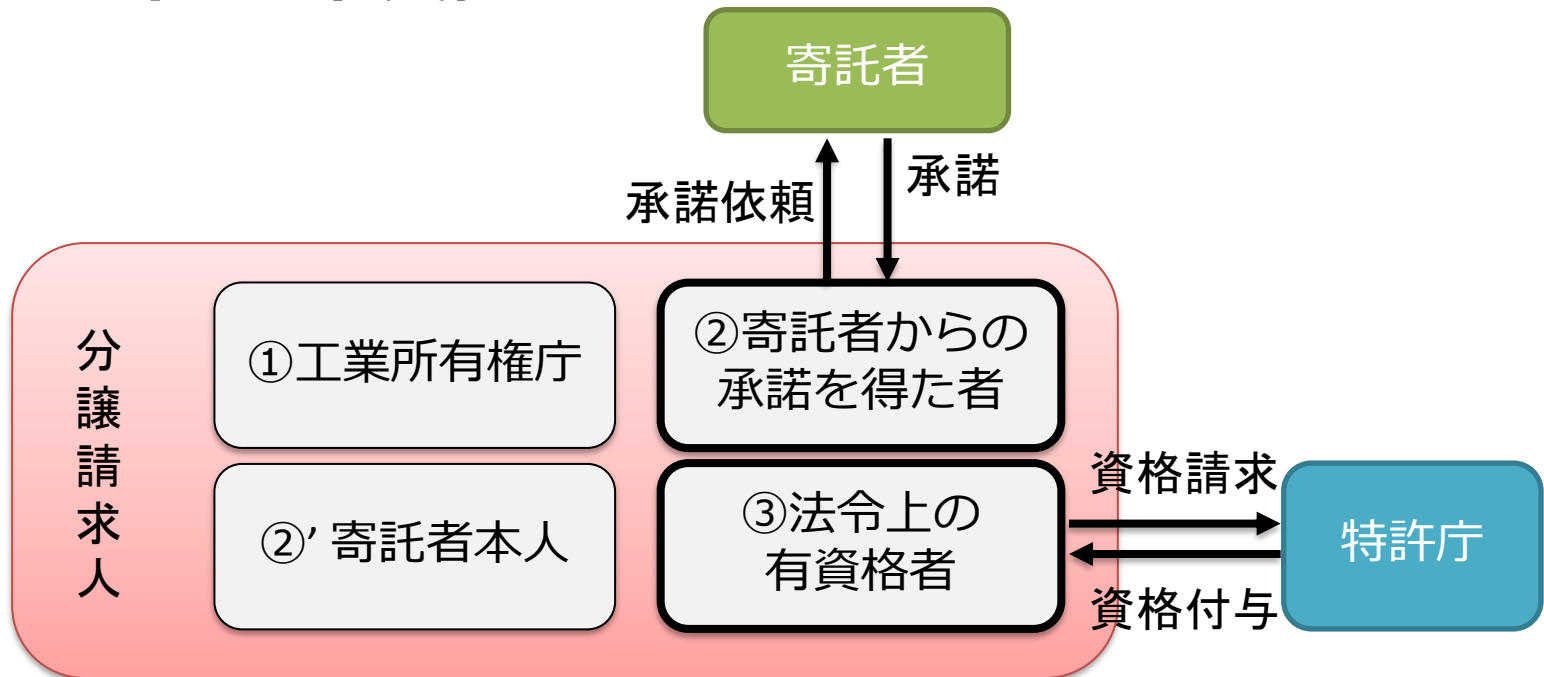
- 分譲の流れ



4. 分譲手続の概要

分譲を受けることができる者

- ① 工業所有権庁（特許庁）
- ② 寄託者からの承諾を得た者（②' 寄託者本人を含む）
- ③ **法令上の有資格者**



4. 分譲手続の概要

- 法令上の有資格 とは

(例) 日本の場合 : 特許庁が判断

- 特許法施行規則第27条の3

- 利用目的 : 特許に関する“試験又は研究”の目的に限る
- 次のいずれかのケースに該当する
 - ① その微生物に係る発明の特許権の設定登録があったとき
 - ② その微生物に係る発明の特許出願人から警告を受けたとき
 - ③ 特許出願人が審査官から拒絶の通知等をされ、
それに対する意見書を作成するために必要なとき

→ 上記2項を満たす場合のみ、分譲が認められる

5. 特許寄託に関する注意点

- 行うこと、行ってはいけないことが法令に規定されています
寄託・分譲手続き、問い合わせ・要望対応についての判断の誤りは、法令違反や寄託者・特許権者（又はその係争者）の権利毀損になる可能性があることを考慮し対応しています。

【関連法令】 [（微生物寄託に関するご案内 | 経済産業省 特許庁 \(jpo.go.jp\)）](#)

微生物寄託に関する省令、条約、告示

- [特許法施行規則第27条の2（微生物の寄託）、第27条の3（微生物の試料の分譲）](#)
- [特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約](#)
- [特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約に基づく規則（PDF：103KB）](#)
- [特許微生物寄託等事業実施要綱を定めた件（平成十四年八月二日経済産業省告示第二百九十一号）（国内実施要綱）（PDF：94KB）](#)
- [日本国において国際寄託当局が行う特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約に基づく微生物の寄託等に関する実施要綱を定めた件（平成十四年八月二日経済産業省告示第二百九十号）（国際実施要綱）（PDF：103KB）](#)
- [特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）第二十七条の二第一項の規定に基づく指定の手続等を定めた件（平成二十一年三月三十一日経済産業省告示第六十一号）（国内指定）（PDF：71KB）](#)
- [日本国において特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約に基づく国際寄託当局としての地位を取得するための手続等を定めた件（平成二十一年三月三十一日経済産業省告示第六十号）（国際指定）（PDF：89KB）](#)

5. 特許寄託に関する注意点

- 秘密の保持のため、以下のような問合せには回答いたしかねます。
 - (問) 論文に出ているYN-123株はありますか？
特許寄託されてますか？
 - (問) 論文に出ているYN-123の特許寄託番号を教えてください。
 - (問) NITE P-88888株は入手可能ですか？
 - (問) 連絡を取りたいので（分譲を受ける承認を得たいので）
NITE P-88888株の寄託者を教えてください。
- 弊センターからは、寄託株の情報は非公開です。第三者が情報を知る手段は、特許公報（特許権の設定登録後等）となります。

(参考)

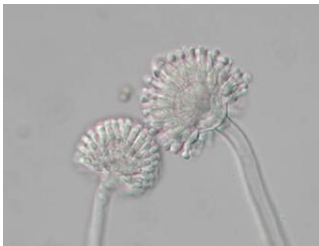
ブタペスト条約に基づく規則

9.2 秘密の保持 国際寄託当局は、微生物について、条約の下において当該国際寄託当局に寄託されたか否かを如何なる者に対しても漏らしてはならない。国際寄託当局は、更に、第 11 規則の規定に基づき微生物の試料を入手する資格を有する当局、自然人又は法人で同規則に定める条件と同一の条件に従うものを除くほか、如何なる者に対しても、条約の下において当該国際寄託当局に寄託された如何なる微生物に関する如何なる情報も与えてはならない。

5. 特許寄託に関する注意点

- 国際寄託の場合、寄託（あるいは国際寄託への移管）から30年間保管され、この期間中は取り下げができませんのでご注意ください。国際寄託の分譲請求があった場合、最新の分譲請求を受領したあと少なくとも5年間は当該寄託株を保管します。
- 申請書類に記載した寄託者名や連絡先等に変更があった場合は、速やかに所定の様式を用いて変更内容をご連絡ください。
- 当初申請した寄託期間を延長し寄託を継続する際には、寄託期間が終了する前に、継続寄託申請書をご提出ください。
- 寄託予定の株は、ご自身で準備いただきます。提出時には容器に名称（識別の表示）を1つずつご記入ください。

6. NPMDとIPODの紹介

	NPMD (特許微生物寄託センター)	IPOD (特許生物寄託センター)
受託番号	NITE BP- ○○○○○○ 又は NITE P- ○○○○○○	FERM BP- ○○○○○○ 又は FERM P- ○○○○○○
開設時期	2004年4月～ 	1970年12月～ ・1981年5月にIDA取得 ・2002年からNITEへ継承・一元化 国立研究開発法人産業技術総合研究所からNITEへ国際寄託当局の地位が継承され、特許微生物寄託業務についてはNITEに一元化
寄託	微生物（ファージ・プラスミド含む） 動物細胞（受精卵含む）	植物（藻類、種子、原生動物含む）
お問い合わせ	npmd@nite.go.jp	ipod@nite.go.jp